

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

能動的サイバー防御

サイバー攻撃を未然に防ぐため、政府による海外関連の通信情報の取得・分析、警察や自衛隊による攻撃元サーバー等への侵入・無害化などが可能に。今国会で成立。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/ 9(月) 赤口	全日本大学野球選手権
10(火) 先勝	源泉所得税の納付期限、時の記念日
11(水) 友引	入梅、国会で党首討論
12(木) 先負	ゴルフ全米オープン
13(金) 仏滅	柔道・世界選手権
14(土) 大安	
15(日) 赤口	父の日、G7サミット(～17日・カナダ)

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/ 2(月)	37,471 ▼494	142.90 △1.18
3(火)	37,447 ▼24	142.82 △0.08
4(水)	37,747 △300	144.08 ▼1.26
5(木)	37,554 ▼193	143.34 △0.74
6(金)	37,742 △188	143.90 ▼0.56

防衛力強化の財源となる税制措置

令和7年度税制改正では、国の防衛力を強化するための安定的な財源の確保を目的とした税制措置として、防衛特別法人税の創設及びたばこ税の見直しが行われました。

◆防衛特別法人税の創設

防衛特別法人税は、所得に対して法人税が課される法人を納税義務者として、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度の基準法人税額(所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額)に課されるものです。

防衛特別法人税の額は、基準法人税額から基礎控除額(年500万円)を控除した課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。また、防衛特別法人税の額に対して外国税額控除など一定の税額控除を適用することができます。

なお、中小法人の場合は計算上、所得が2400万円程度までは課税されません。

◆加熱式たばこの課税やたばこ税率の見直し

たばこ税の見直しでは、加熱式たばこ紙巻たばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこを「スティック型」と「スティック型以外」に区分した上で、紙巻たばこへの本数の換算方法を見直します。また、国のたばこ税率についても1本あたり1.5円の上げが行われます。

激変緩和等の観点から、加熱式たばこの課税方式の見直しは、令和8年4月と同年10月の2段階で実施されます。

たばこ税率については、令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月の3段階で実施し、それぞれ1本あたり0.5円ずつ上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201522

本年11月以前に準確定申告書を提出した場合

令和7年分の所得税から基礎控除額の引上げや給与所得控除の最低保障額引上げ、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の引上げが行われますが、これらの改正は本年12月1日から施行されます。

そのため、年の中途で確定申告をすべき方が亡くなった際に相続人が代わって手続きを行う場合や、1年以上の海外赴任などで年の中途に出国する場合において、準確定申告書を本年11月30日以前に提出した方は基礎控除額の引上げ等の適用は受けられないこととなります。この場合は、本年12月1日から令和12年12月2日までに「更正の請求」を行うことで適用できます。

6月は外国人雇用に関する啓発月間

厚労省は毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」として、外国人労働者の雇用・労働条件に関するルールの周知等を実施しています。また、入管庁も「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」と定めて啓発活動を行っています。

外国人労働者を雇用する場合は、在留カードで就労制限の有無や、資格外活動許可欄などを確認し、不法就労にならないようにします。また、外国人労働者の雇用・離職の際は、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を行うことが必要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、以下の措置を講じます。

◆防衛特別法人税の創設

令和7年度税制改正により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

◎納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となります。

◎課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます。

◎課税事業年度

防衛特別法人税の課税は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度となります。

◎税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の「基準法人税額※」から「基礎控除額※」を控除した金額）に4%の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除※を行うことができます。

※基準法人税額は、一定の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額です。一定の制度とは、*所得税額の控除、*外国税額の控除、*分配時調整外国税相当額の控除、*仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除、*戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除、*同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算、*外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除をいいます。

※基礎控除額は、年500万円です。課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります

※一定の税額控除とは、*外国税額の控除、*分配時調整外国税相当額の控除、*控除対象所得税額等相当額の控除、*仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除です。

◎確定申告

防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

また、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります。

※計算の結果、納税額が生じない場合でも、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。

◆たばこ税の見直し

◎加熱式たばこに係る課税方式の見直し

加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法を見直し、「スティック型の加熱式たばこ」と「スティック型以外の加熱式たばこ」に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算します。

【スティック型の紙たばこの本数への換算値】＝1箱当たりの葉たばこ等の重量／0.35g

※1本当たりの重量が0.35g未満である場合には、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります（最低課税）。

【スティック型以外の紙たばこの本数への換算値】＝1箱当たりの葉たばこ等の重量／0.2g

※1箱当たりの重量が4g未満である場合には、加熱式たばこの1箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります（最低課税）。

【課税標準の見直しの段階的实施】

加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で行うこととされており、第一段階では改正前の課税方式と改正後の課税方式を基に計算した紙巻たばこの本数に換算します。

◎たばこ税率の引上げ

国のたばこ税率を段階的に1.5円／1本引上げます。

具体的には、令和9年4月1日、令和10年4月1日、令和11年4月1日の3段階で実施し、それぞれ0.5円／1本ずつ引上げます。